

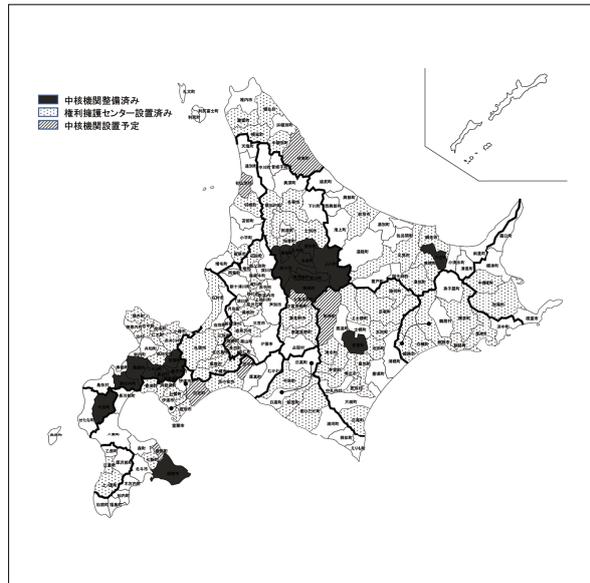
自治体名	北海道	区分	都道府県
キーワード	都道府県、裁判所、社会福祉協議会の連携		

オール北海道（道・高裁・道社協）による市町村支援体制

I. 概要

1. 都道府県概要

管内市町村数	179カ所
人口	5,272,842人
65歳以上の者の人数	1,650,006人
療育手帳の所持者数	58,283人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	53,168人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	5,751人
保佐の人数	1,590人
補助の人数	366人
任意後見の人数	81人
日常生活自立支援事業の利用者数	1,185人
市民後見人の養成をしている市町村数	63カ所
養成者数	2906人
受任者数	263人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	743人
県内で法人後見を実施している法人数	71カ所
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士等	
市町村長申立数（平成30年度実績）	259件



目次

1. 都道府県概要
2. 道、高裁、道社協の「ワーキンググループ」と会議の合同開催
3. 北海道による関係機関の名簿作成と配布
4. 札幌高等裁判所と4つの家庭裁判所の認識共有
5. 北海道社会福祉協議会「成年後見制度推進バックアップセンター」の取組

2. 道、高裁、道社協の「ワーキンググループ」と会議の合同開催

北海道は広大な面積に179もの市町村があり、人口減少や過疎化を背景とした後見人等を受任する専門職不足という課題を抱えています。そのような中、道内に14か所ある総合振興局・振興局（以下、「振興局」）が市町村支援の役割を担っています。（※振興局とは、所管地域において、知事の権限に属する各種の業務を行う機関です。）

北海道全域における取組検討の場として、北海道は「北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議」、北海道社会福祉協議会（以下道社協）は「成年後見制度推進バックアップセンター運営委員会」を有しています。また、札幌高等裁判所は、北海道内の家庭裁判所を代表して、それぞれの会議等に参加しています。

また、北海道と道社協の会議においては、共通の議題の場合は、合同開催することとし、協議を

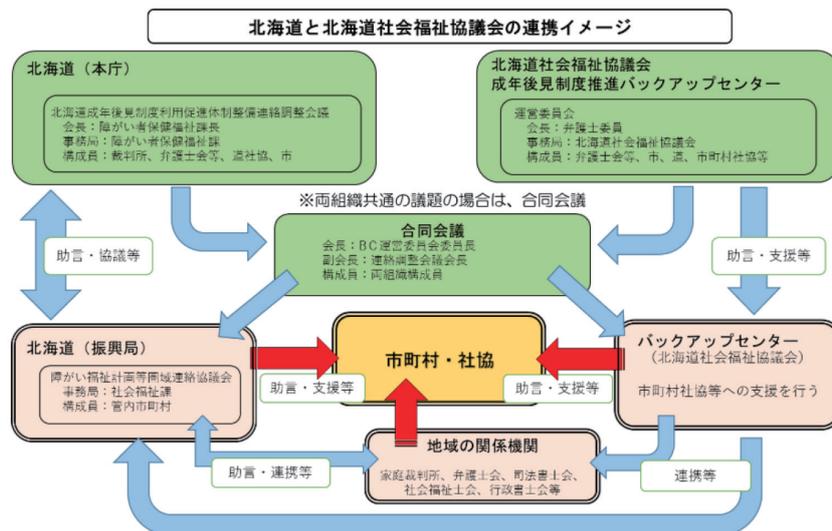
広げていきたいと考えています。

2019年、北海道、札幌高等裁判所の役職者が合意し、少人数で非公式の「ワーキンググループ」を設置、道社協も加わりました。

定期的なワーキンググループにおける話し合いの中で振興局や市町村、道社協の支援にむけた取組のプランを描き、協議を進めています。

このように、北海道域に「北海道・高裁・道社協」の連携の仕組みをつくり、連携を主導することで、道内各地でも振興局、家裁、市町村や社会福祉協議会等中核機関が連携し、情報交換や連携がより進みやすくなることが望まれます。

同時に、個々の市町村からの様々な相談に対応するため、道域では北海道、道社協と高等裁判所が連携、各地域では振興局と家庭裁判所が連携し、体制整備を図っています。



3. 北海道による関係機関の名簿作成と配布

北海道では、振興局のエリアと家庭裁判所のエリアが重なっていません。また、市町村が今まで関わるのが少なかった司法関係機関等と連絡が

取りやすいよう、その市町村を担当する裁判所や司法専門職等の名簿を作成し、振興局や市町村に提供しています。

4. 札幌高等裁判所と4つの家庭裁判所の認識共有

北海道では、道内に4つの家庭裁判所（札幌、函館、旭川、釧路）があるため、北海道全域における権利擁護の推進に関する取組については、札幌高等裁判所が関わっています。高等裁判所は各家裁の上級庁となるため、各家庭裁判所に必要な助言を行うことができます。

札幌高等裁判所では、各種協議会等を通じ、4つの家庭裁判所と意見交換を行う中で、市町村との連携等において大きな違いが生じないように、各

家裁の認識の共有につとめています。

家庭裁判所では、実際の後見事件の運用を担っているという観点で、自治体が持ちえない機能・情報を有しているといえます。各地域で成年後見制度の利用促進を図っていくための家庭裁判所と振興局・市町村との連携について、以前から家庭裁判所が市町村との協議を積み上げてきており、旭川市等の事例が1つの参考となります。

（→P.31 北海道旭川市等の事例参照）

5. 北海道社会福祉協議会「成年後見制度推進バックアップセンター」の取組

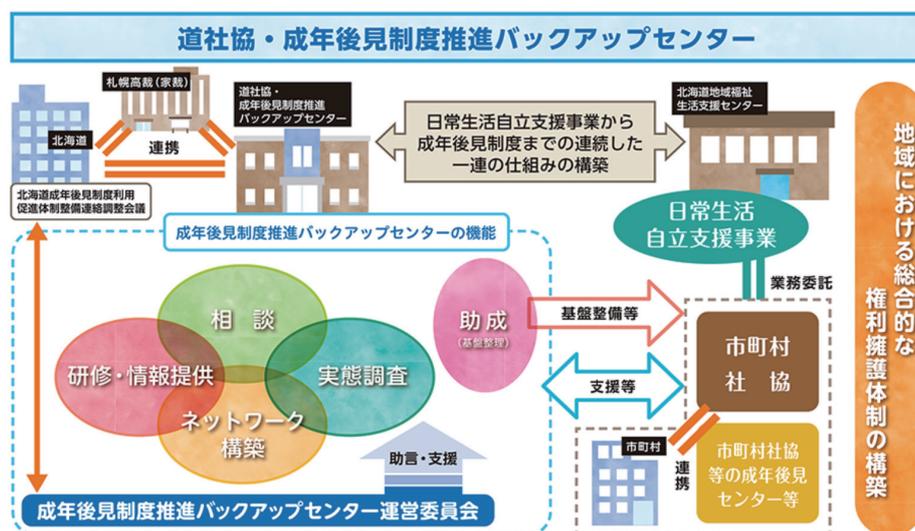
(1) 「成年後見制度推進バックアップセンター」について

北海道において、法人後見実施機関等は2018年4月1日現在、64か所（81市町村）で取組まれており、うち98%は市町村社会福祉協議会が担っています。

このような状況の中、北海道社会福祉協議会では、2019年に従来実施してきた権利擁護体制構築関連事業を再編し、道内市町村社協や関係者、関係機関間のネットワークの一層の充実、中核機関等の立ち上げ支援の一助となる相談支援機能等を

加えた推進拠点として「成年後見制度推進バックアップセンター」を立ち上げました。

北海道成年後見制度推進バックアップセンターは、成年後見事業実施機関や成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置及び、地域連携ネットワークや法人後見受任体制の整備を行う市町村社協や自治体等からの相談に応じています。また、連絡会議や研修、実態調査や情報提供、助成事業等を通じた支援を行うことにより、地域における総合的な権利擁護体制の構築を図っています。



(2) 市町村支援の具体的な取組～支援ツールの開発と多角的な支援～

北海道成年後見制度推進バックアップセンターの有する機能は「相談」、「実態調査」、「研修・情報提供」、「ネットワーク構築」、「助成」等が挙げられます。

支援に際し、取組み方が不明な市町村や社協への支援ツールとして、北海道社協版「中核機関の設置等に向けた体制整備プロセス」及び「中核機

関等の設置に向けた市町村・社協における体制整備チェックリスト」を開発しました。各市町村の地域の状況、取組状況に合わせ、センター開設後9か月で108件（社協61.1%、行政18.5%、関係機関8.3%、その他12%）の相談に応じています。

また、成年後見制度関係助成事業として、道内の民間団体が成年後見実施機関の開設、法人後見受任体制の整備及び中核機関を受託する際等に活用できる助成事業を実施しています。

中核機関等の設置に向けた体制整備プロセス

K.Nakamura(2019.10.8 作成)

道社協版：中核機関等の設置に向けた体制整備プロセス (Ver3)

1 理解と意識化

①権利保護、成年後見制度を理解する

- 成年後見制度の意義、目的を明確にする【目的】
- 「行政が成年後見制度の推進を推進するための役割（一般社団法人、日本社会福祉士会）」、「地域における成年後見制度の推進に向けた取組のあり方（公益社団法人、日本社会福祉士会）」を明確にする【目的】
- 北海道における成年後見制度の推進に関する「現状と今後の課題」
- 中核機関の4つの機能を理解する【中核機関の機能】
- 「法的支援」の役割を明確にする【成年後見制度の推進】
- 「法的支援」の役割を明確にする【成年後見制度の推進】

②地域を理解する（地域資源の把握）

- ニーズ把握の重要性を理解する（行政、地域支援センター、障害者相談事業、生活困窮者自立支援制度、福祉、福祉サービス提供事業、福祉施設、NPO等）
- 中核機関の役割を理解する（行政、地域支援センター、障害者相談事業、生活困窮者自立支援制度、福祉、福祉サービス提供事業、福祉施設、NPO等）
- 行政における成年後見の推進（役割）状況を把握する【現状把握】
- 法人後見の推進状況を把握する（福祉、NPO等の関係機関）【現状把握】

③地域を理解する（ニーズ把握、気づきを得る）

- 家庭福祉課（または北海道「福祉課」）と連携して現状を確認する
- 地域の福祉課と関係機関等から後見支援の必要と思われる対象者を把握する
- 対象者のリストアップ
- A1 本人の1%（日本成年後見法学会 形質判断による12名）
- B1 認知症高齢者（認知症高齢者虐待防止法による12名）
- C1 認知症高齢者（認知症高齢者虐待防止法による12名）
- D1 認知症高齢者（認知症高齢者虐待防止法による12名）
- E1 認知症高齢者（認知症高齢者虐待防止法による12名）

※1-1 担い手・受け手の準備（この段階で方向性を明らかにし必要に応じて取組む）

※1-1 担い手・受け手の準備

- 成年後見人等の1人1人は、親族や専門職だけでなく、自治や地域の関係者との協力を得る必要がある
- 1-1 「地域で担い手となる人」の選定、地域支援センターと連携して行なうことが望ましい
- 1-2 「地域で受け手となる人」の選定、地域支援センターと連携して行なうことが望ましい
- 1-3 「地域で担い手となる人」の選定、地域支援センターと連携して行なうことが望ましい
- 1-4 「地域で受け手となる人」の選定、地域支援センターと連携して行なうことが望ましい

※1-2 担い手・受け手の準備

- 成年後見人等の1人1人は、親族や専門職だけでなく、自治や地域の関係者との協力を得る必要がある
- 1-1 「地域で担い手となる人」の選定、地域支援センターと連携して行なうことが望ましい
- 1-2 「地域で受け手となる人」の選定、地域支援センターと連携して行なうことが望ましい
- 1-3 「地域で担い手となる人」の選定、地域支援センターと連携して行なうことが望ましい
- 1-4 「地域で受け手となる人」の選定、地域支援センターと連携して行なうことが望ましい

K.Nakamura(2019.10.8 作成)

STEP 2：中核機関等のイメージづくり

（各庁内での検討（方向性の確認））

- 中核機関の設置、運営形態を検討する
- 設置の区域：「地域」か「広域」かを検討する
- 設置の主体：行政となります
- 中核機関が行政機関に属する支援の範囲が、行政の所属する人権をもちどにわたることになります。行政の目的に即して設置することになります。
- 運営形態：行政機関、NPO、NPOと連携する
- 中核機関の組織形態については、公開型として行政機関が行うのが一般的です
- 中核機関の設置、運営形態を検討する
- 中核機関の設置は、自らに十分な専門知識がない場合、中核機関の4つの機能すべてを担うことが必要です
- 中核機関の設置形態については、公開型として行政機関が行うのが一般的です
- 中核機関の設置、運営形態を検討する
- 中核機関の設置は、自らに十分な専門知識がない場合、中核機関の4つの機能すべてを担うことが必要です
- 中核機関の設置形態については、公開型として行政機関が行うのが一般的です

STEP 3：具体的な推進方策検討～確定

①設置準備会（委員会）での検討・確定

- 外部関係者と設立準備委員会（委員会）を設置する
- 行政機関として中核機関を設置、運営する委員会を決定・確定する
- 設置の区域：「地域」か「広域」かを決定する
- 設置の主体：行政機関、NPO、NPOと連携する
- 設置の形態：行政機関、NPO、NPOと連携する
- 設置の形態：行政機関、NPO、NPOと連携する
- 設置の形態：行政機関、NPO、NPOと連携する

②設置準備会（委員会）の構成メンバー

- 委員の選定（委員）の構成メンバー
- 委員の選定（委員）の構成メンバー
- 委員の選定（委員）の構成メンバー
- 委員の選定（委員）の構成メンバー
- 委員の選定（委員）の構成メンバー

③設置準備会（委員会）の構成メンバー

- 委員の選定（委員）の構成メンバー
- 委員の選定（委員）の構成メンバー
- 委員の選定（委員）の構成メンバー
- 委員の選定（委員）の構成メンバー
- 委員の選定（委員）の構成メンバー

出典：北海道社会福祉協議会
2019年度権利擁護セミナー資料より

中核機関等の設置に向けた自治体・社協における体制整備チェックリスト (2019年10月時点)

中核機関等の設置に向けた自治体・社協における

体制整備チェックリスト (道社協/2019.10.8作成)

項目	注	備考
1 理解と意識化		
①権利擁護・成年後見制度を理解する		
* 成年後見制度利用促進法、国基本計画を確認した		
* 「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」、「地域における成年後見制度利用促進に向けた業務のための手引き」を確認した		
* 中核機関の4つの機能を理解した【イメージ化できた】		
②地域を理解する(地域資源の理解)		
* ニーズ把握の機関等を把握した		
* 専門職後見の担い手となる法律・福祉専門職や機関を確認した		
* 市民後見人の養成・登録状況を確認した		
* 法人後見受任体制の状況を確認した【実施状況の有無】		
③地域を理解する(ニーズ把握: 気づきを促す)		
* 家庭裁判所(北海道)から利用者件数を確認した		
* 地域の相談機関や関係機関等から後見支援が必要と思われる対象者を確認した		
* 対象者の予測した【将来推計】		
1-1 担い手・受け手の準備		
※担い手・受け手の整備		
* 市民後見人や法人後見人の担い手・受け手の事前整備はできている		
■ 市民後見人養成講座等を開催し登録している		
■ 法人後見事業の実施機関がある(整備予定である)		
2 中核機関等のイメージづくり		
④庁内での検討(方向性の確認)		
* 中核機関等の設置・運営形態を検討した		
■ 設置の区域: 「単独」か「広域」かを検討した		
■ 運営の主体: 「行政直営」か「委託」かを検討した		
■ 「委託」の場合、4機能すべてを委託するかを検討した		
■ 担い手として、「市民後見人」「法人後見人」をどうするか検討した		
■ 市民後見人の管理方法として、「講座修了者名簿保管(対応)」もしくは「登録制度」で管理するかを検討した		
* 市町村長申立てに関する事務を、中核機関に委託するか検討した		
* 中核機関等の設置時期と場所、予算等について、市町村計画策定も踏まえて検討した		
■ 設置時期と場所を検討した		
■ 予算等について確認した		
* 中核機関等設置のための設置準備会(委員会)を検討した		
3 具体的な推進方策検討～確定		
⑤設置準備会(委員会)での検討・確定		
* 外部関係者を交えた設置準備会(委員会)を設置した		

* 庁内検討で整理した中核機関等の設置・運営形態を検討・確定した		
* 庁内連携の再確認を行った【次年度事業計画反映・予算確保】		
* 確定内容について家庭裁判所等関係機関と調整した		
■ 市民後見に求める役割について検討(調整)した		
■ 町内の成年後見相談の現状を確認した(町内の成年後見に関する傾向を理解することで、中核機関等の体制整備(人員や配置内容等)に反映することができる)		
■ 家庭裁判所とのマッチング内容等に確認した		

参考) ニーズ把握において、必要な人が何人いるか具体的に考えてみる	人数
● 本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害に遭ったことがある	
● 本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない	
● 本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの利用契約を理解できず、利用が進まない又は本人が利用を拒否している	
● 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、家族等から経済的虐待を受けている又はその疑いがある	
● 本人の判断能力が不十分であるため、家族等から上記以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又はその疑いがある	
● 本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額(おおよそ1000万円以上)である	
● 税金や施設利用料・その他借入金等を理に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない	
● 本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない	

(参考:平成29年度「地域における権利擁護体制構築セミナー」における厚労省説明資料より)

出典:北海道社会福祉協議会
成年後見制度利用推進バックアップセンターHPより

担当者より

取組を進めるためには、まずは関係者で集まり、協議する場が必要です。

各組織における権限のある役職者が会い、合意することが、ワーキンググループの設置につながりました。トップの意識を取組にどう向けていくかが重要です。

「オール北海道」としての支援体制を整備しています。広域レベルで連携できないと、市町村レベルでも難しいのではないのでしょうか。



参考URL 連絡先

北海道保健福祉部福祉局
障がい者保健福祉課
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>
北海道社会福祉協議会成年後見制度推進
バックアップセンター
<http://www.dosyakyo.or.jp/seinenkouken/index.html>
札幌高等裁判所
<https://www.courts.go.jp/sapporo-h/index.html>